秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別 紙のとおり改正するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

## 提案理由

本市職員の勤勉手当の支給率の引上げに準じて、議会議員の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年秦野市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表以外の部分中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の202.5」を「100分の207.5」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、平成27年12月1日から 適用する。

(平成27年12月の期末手当支給率の特例)

2 議会の議員に対する平成27年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の212.5とする。

(期末手当の内払)

3 この条例による改正後の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合に おいては、この条例による改正前の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及 び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の 条例による期末手当の内払とみなす。